



# 鳥取県公報

平成 25 年 6 月 28 日 (金)  
第 8 5 0 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (517) (東部福祉保健事務所) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (518) (〃) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (519) (〃) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (520) (〃) . . . . . 2
	鳥取県景観形成規則別表第 1 に規定する様式の一部改正 (521) (景観まちづくり課) . . . 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (522) (西部総合事務所地域振興局) . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第517号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年6月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社瑞庵	デイサービスいきいきいっぽ	鳥取市吉方温泉二丁目169	平成25年7月1日	通所介護

## 鳥取県告示第518号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年6月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社瑞庵	デイサービスいきいきいっぽ	鳥取市吉方温泉二丁目169	平成25年7月1日	介護予防通所介護

## 鳥取県告示第519号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年6月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
坂口設備工業株式会社	デイサービスふくろう	鳥取市行徳三丁目745	平成25年6月17日	平成25年7月31日	通所介護

## 鳥取県告示第520号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告

示する。

平成25年 6 月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
坂口設備工業 株式会社	デイサービスふく ろう	鳥取市行徳三丁目 745	平成25年 6 月 17日	平成25年 7 月 31日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第521号**

平成19年鳥取県告示第369号（鳥取県景観形成規則別表第1に規定する様式について）の一部を次のように改正する。

平成25年 6 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる様式を同表の改正後の欄に掲げる様式に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
様式第7号 景観形成基準に対する配慮状況（山陰海岸景観形成重点区域） 行為の種類：景観法第16条第1項第1号（建築物の建築等）及び同項第2号（工作物の建設等）				様式第7号 景観形成基準に対する配慮状況（山陰海岸景観形成重点区域） 行為の種類：景観法第16条第1項第1号（建築物の建築等）及び同項第2号（工作物の建設等）			
行為地：				行為地：			
景観形成基準			チェック欄 (配慮した内容を記入)	景観形成基準			チェック欄 (配慮した内容を記入)
共通事項	略			共通事項	略		
	緑化等	・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。	<input type="checkbox"/>		緑化等	・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。	<input type="checkbox"/>
		・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。	<input type="checkbox"/>			・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。	<input type="checkbox"/>



**鳥取県告示第522号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成25年8月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年6月28日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

## 1 申請のあった年月日

平成25年6月19日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおぞら

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

瀬田 智子

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市米原一丁目7-1

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす障害のある人に対して、社会参加促進や生活支援に関する事業を行い、もってすべての人々が共生できる社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 6 定款の変更事項

(1) 事業

(2) 役員職務

(3) 総会の議決

(4) 会員の表決権等

(5) 総会の議事録

(6) 定款の変更

(7) その他所要の規定の整備